

## 岡山県医療施設等経営強化緊急支援事業費給付金 (施設整備促進支援事業) 交付要綱

### (趣旨)

第1条 岡山県の交付する、岡山県医療施設等経営強化緊急支援事業費給付金(施設整備促進支援事業)(以下「給付金」という。)については、「令和7年度(令和6年度からの繰越分)医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱」(令和7年4月1日付け医政発0401第5号厚生労働省医政局長通知。)、「令和7年度(令和6年度からの繰越分)医療施設等経営強化緊急支援事業費補助金交付要綱」(令和7年5月2日付け厚生労働省発医政0502第8号厚生労働事務次官通知。)及び岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この給付金は、現下の物価高騰を含む経済状況の変化により、地域医療構想の推進や救急医療・周産期医療体制等の確保のための施設整備が困難となっている医療機関等に対する支援を行い、地域医療提供体制の確保を図ることを目的とする。

### (交付の対象)

第3条 別表1の第1欄及び第2欄に掲げる地域医療介護総合確保基金の事業区分I-1(標準事業例5)に該当する施設の整備に関する事業、別表2の第1欄に掲げる医療提供体制施設整備交付金の国庫補助事業及び別表3の第1欄に掲げる医療施設等施設整備費補助金の国庫補助事業(以下「国庫補助事業」という。)の交付対象となる医療機関等であり、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に国庫補助事業の交付対象となる施設整備に係る本体工事の契約を締結している医療機関等その他厚生労働大臣が認める者であって、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に国庫補助事業の交付対象となる新築・増改築及び改修(以下「施設整備」という。)に着手している者(以下「国庫補助事業対象の対象者」という。)に対し、予算の範囲内で交付する。

### (事業の支給額)

第4条 この給付金の支給額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- ア 地域医療介護総合確保基金の事業区分 I – 1 (標準事業例 5) に該当する施設の整備に関する事業については、別表 1 の第 3 欄に定める物価高騰を反映した単価と第 4 欄に定める標準単価との差額に、第 5 欄に定める基準面積及び第 6 欄に定める補助率をそれぞれ乗じて得た額とする。
- イ 医療提供体制施設整備交付金の国庫補助事業及び医療施設等施設整備費補助金の国庫補助事業については、別表 2 及び別表 3 の第 1 欄にそれぞれ掲げる国庫補助事業毎に、同表の第 3 欄に掲げる構造別に、第 4 欄に定める物価高騰を反映した単価と第 5 欄に定める現行の交付要綱上の単価との差額に、第 6 欄に定める基準面積及び第 7 欄に定める調整率または補助率をそれぞれ乗じて得た額とする。

#### (交付の条件)

- 第 5 条 この給付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、速やかに知事の承認を受なければならない。
    - ア 建物の設置場所 (ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)
    - イ 建物の規模、構造又は用途 (ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)
  - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
  - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
  - (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、規則第 20 条の規定により知事の承認を受けないでこの給付の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は取壊してはならない。
  - (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させことがある。
  - (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
  - (7) 国庫補助事業対象の対象者は給付事業に係る帳簿及び証拠書類を給付金の額の確定の日 (事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日) の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならぬ。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記

の期間を経過後、当該財産処分の財産処分が完了する日、又は補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）で定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(8) 給付事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により給付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第5号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一部社、一部所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(9) 市町村は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(8)までの条件を準用する条件を付さなければならない。

#### （交付申請）

第6条 国庫補助事業対象の対象者は、給付金の交付申請書（様式第1号）を知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の申請をすることができない。

- 一 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- 二 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- 三 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

#### （変更承認申請）

第7条 国庫補助事業対象の対象者は、この給付金の交付決定後の事情により、申請の内容の変更等の承認を受けようとする場合には、第6条に定める申請手続きに従い、変更（中止又は廃止）承認申請書（様式第2号）を令和8年1月20日までに、知事に提出しなければならない。ただし、給付額の増減を伴わない軽微な変更についてはこの限りではない。

#### （支給の決定）

第8条 知事は、第6条の規定に基づく申請があった場合、その内容を審査し、適當と認めたときは、速やかに交付の決定をするものとし、その決定の内容を

国庫補助事業対象の対象者に通知する。

(給付金の概算払)

第9条 知事は、必要があると認める場合においては、県の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(遂行状況報告)

第10条 この給付金の事業遂行状況について、知事から要求があったときは、速やかに事業遂行状況報告書(様式第3号)により知事が定める日までに知事に報告しなければならない。

(現地調査等)

第11条 知事は、必要に応じて現地調査等を行うことができるものとする。

(実績報告)

第12条 国庫補助事業対象の対象者は、施設整備事業が完了したときは、事業実績報告書(様式第4号)を、事業完了後1か月以内又は給付金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(調査等の協力)

第13条 国庫補助事業対象の対象者は、知事が支援事業に関する調査等を実施する場合は、その求めに応じ、施設整備の実施期間中及び第6条第7号に規定する帳簿、証拠書類の保存期間中も協力するものとする。

(不当利得の返還)

第14条 知事は、給付金の交付を受けた開設者又は開設者であった者が以下のア又はイに定める事項に該当する場合、交付を行った給付金全額の返還を求める。

- ア 給付金の支給を受けた日以降、正当な理由なく施設整備を行わない場合。
- イ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の交付を受けたと認める場合。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年7月11日から施行し、令和7年度分の給付金から適用する。